



## 資料2

# 神奈川県発注工事における 建設労働災害防止の取組について

神奈川県県土整備局都市部  
技術管理課 検査グループ

令和6年11月29日

# ○ 目 次

1. 建設労働災害防止対策に係る県の組織体制
2. 建設労働災害発生時における県の対応
3. 建設労働災害防止対策に係る県の取組

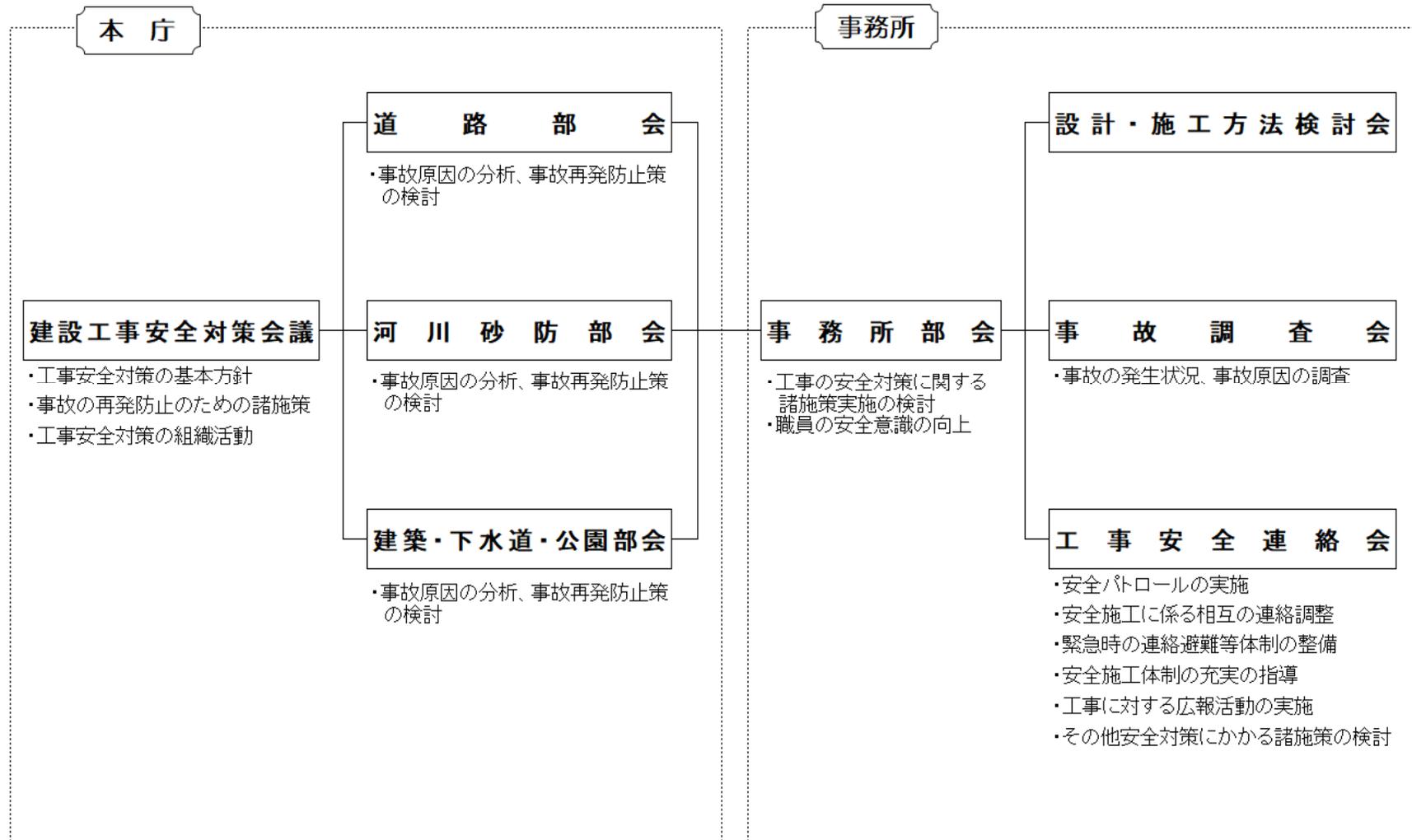
# 1. 建設労働災害防止対策に係る県の組織体制

## (1) 県土整備局建設工事安全対策会議

- 「県土整備局建設工事安全対策会議設置要綱」を制定
- 建設工事安全対策会議の所掌事項
  - ① 工事の安全対策の基本方針
  - ② 事故原因の調査結果をもとに、事故の再発防止を図るための諸施策
  - ③ 工事安全対策の組織活動を実施
- 建設工事安全対策会議には、本庁部会と事務所部会を設置
- 事務所部会には、設計・施工方法検討会、事故調査会、工事安全連絡会を設置

# 1. 建設労働災害防止対策に係る県の組織体制

## 建設工事安全対策会議 組織図



## 2. 建設労働災害発生時における県の対応

### (1) 事故報告と情報共有

#### ○ 本庁への事故報告

- ・ 事故発生時は、発注事務所から事業主管課へ報告
- ・ 事業主管課から技術管理課及び局幹部職員へ報告

#### ○ 発注事務所間での情報共有

- ・ 必要に応じて、発注事務所間で事故概要等を情報共有

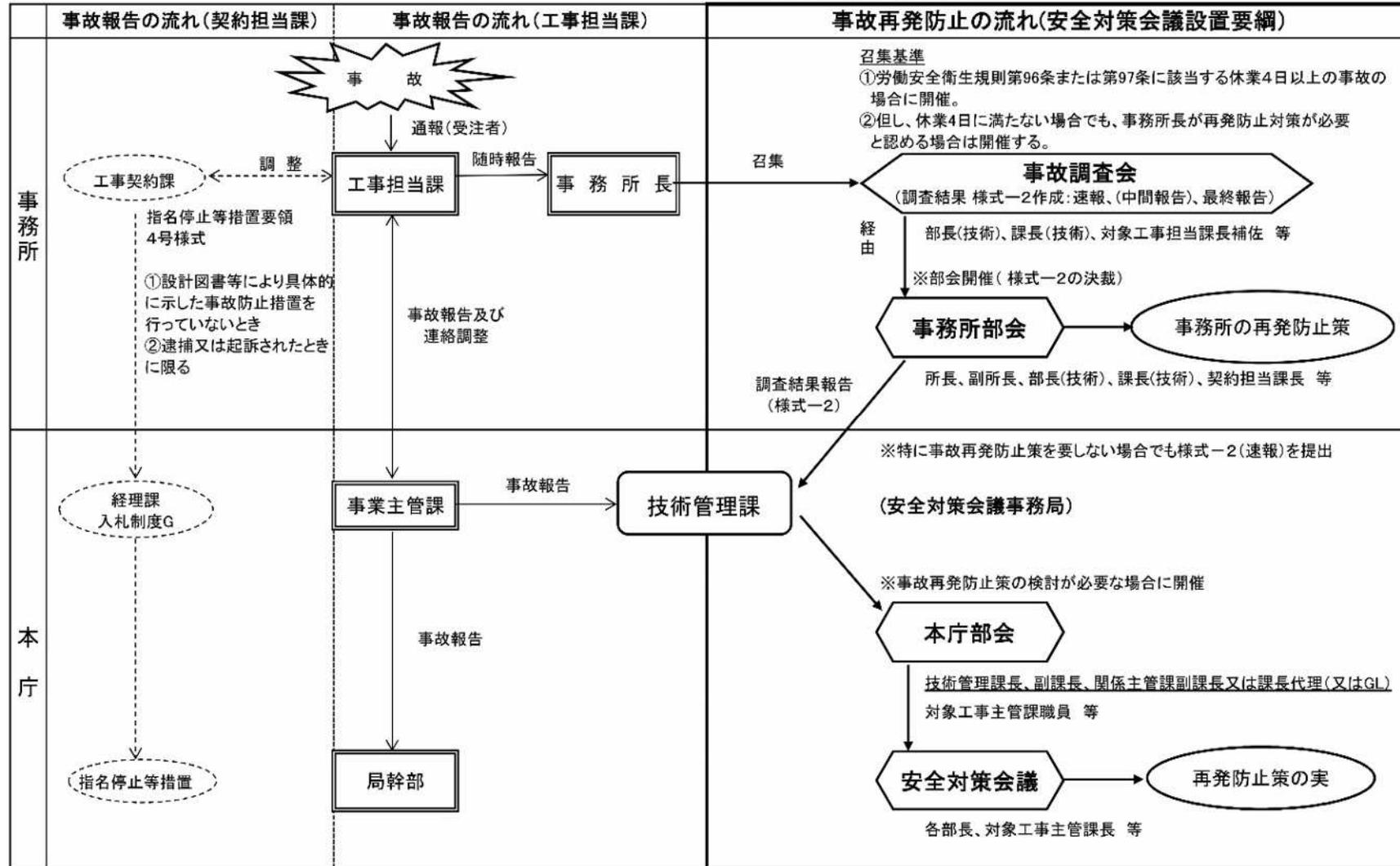
## 2. 建設労働災害発生時における県の対応

### (2) 事務所部会における事故調査会と本庁部会の開催

- 事故調査会の開催要件
  - ・ 労働安全衛生規則第96条または第97条に該当する休業4日以上の事故が発生
  - ・ 休業4日に満たない場合でも、事務所長が再発防止対策が必要と判断
- 事故調査会の所掌事項
  - ① 発生原因の把握
  - ② 原因の調査と分析
  - ③ 改善点及び再発防止策の検討
- 結果報告
  - ・ 事故調査会の結果を事務所部会から技術管理課に報告
- 本庁部会
  - ・ 事故調査会で決定した再発防止策について、さらなる対策の必要性の有無を技術管理課において検討し、必要と判断した場合は、本庁部会を開催
  - ・ 本庁部会で再発防止策を検討し、安全対策会議に諮った上で、再発防止策を決定し、受注者に再発防止策を実施

## 2. 建設労働災害発生時における県の対応

建設工事現場における事故処理等のフロー



## 3. 建設労働災害防止対策に係る県の取組

### (1) 工事安全パトロールの実施

#### ○ 工事安全パトロール（発注事務所単独）

- ・ 事務所部会に設置されている工事安全連絡会において、工事安全パトロールを実施

#### ○ 合同工事安全パトロール

- ・ 建設業災害防止協会神奈川支部の各分会や神奈川県建設業協会の各支部との合同でのパトロールを実施

## 3. 建設労働災害防止対策に係る県の取組

### (2) 抜打ち検査の実施

#### ○ 「抜打ち検査実施要領」の制定

- ・ 実施要領に基づき、契約金額が500万円以上の工事を対象に、事前予告することなく、抜打ちで現場に臨場して、チェックリストに基づき、現場の施工体制や安全管理状況について検査を実施

#### ○ 検査体制

- ・ 技術管理課に所属する検査員（4名）が全対象工事の検査を実施し、不備が確認された場合は監督員を通じて指摘事項を受注者に通知し、是正指導

#### ○ 工事成績評定

- ・ 是正指導を行った場合は、工事成績評定で減点

## 3. 建設労働災害防止対策に係る県の取組

### (3) 安全対策研修の実施

- 県土整備局では、監督員や担当課長、業界を対象とした建設労働災害防止対策に関する研修を継続的に実施

#### <発注者向け研修>

- ・ 新任工事監督員研修
- ・ 新任工務担当課長研修

#### <業界向け研修>

- ・ 県発注工事技術管理説明会（神奈川県建設業協会主催）